社会福祉法人　相馬市社会福祉協議会

令和４年度事業計画

《基本方針》

少子高齢、人口減少を背景に、地域の福祉・生活課題が複合化し潜在化する中で、様々な生活課題を抱えた方々への支援体制の充実が必要とされています。さらには、多様化する地域課題に対し、住民の身近な地域で住民が主体的に地域課題を把握し、ともに支え合う地域社会の実現が求められています。

このような中、社会福祉協議会がこれまで取り組んできた地域住民による地域福祉活動の支援が、地域課題の解決に向けて重要な役割を果たしています。さらなる地域共生社会の実現に向け、地域住民同士が支え合う環境づくりを進め、また、生活課題を抱えた方々を支援するため、これまで以上にその専門性を発揮していくことが求められて来ています。コロナ禍の状況を注視しつつ「誰もが住み慣れ安心して暮らせる福祉のまちづくり」を活動理念に掲げ、相馬市総合福祉センター（愛称：はまなす館）を活動の拠点に取り組んでまいります。

また、社会福祉法の改正等を踏まえ、福祉施設や民生委員・児童委員はもとより各関係機関・団体等と連携・協力し、地域福祉活動を推進するため、次の実施項目の事業に取り組んでまいります。

《実施事業》

１　法人運営

（１）組織体制充実と活動強化

①理事会、評議員会の開催及びガバナンス機能強化

②監事会の開催

③評議員選任・解任委員会の開催

④苦情解決第三者委員会の開催

⑤行政区長、民生児童委員及び福祉関係機関・団体等との連携

⑥協定社協等との連携・支援、市町村社協間の連携強化

⑦地域における公益的な取り組みの推進（困窮者への食料や無料入浴券の提供）

⑧広報活動（社協だよりの発行／年６回）

（２）財政基盤の確立

①会員の加入促進

＊一般会員	年額	１世帯	５００円
＊特別会員	年額	１口	１，５００円
＊法人・団体会員	年額	１口	５，０００円
＊賛助会員	年額	１口	１０，０００円

②社協“社会福祉基金”の確保

③公費（市補助金・市委託金）の導入

④共同募金運動の展開

⑤介護保険事業の健全なる経営

（３）事務局組織体制の整備・拡充

①計画的な採用・異動等の人材管理

②研修・能力開発等の計画的な人材育成、研修会・講習会等への派遣

③社会福祉士及び介護支援専門員等の資格取得の奨励と助成

④職員会議、リーダー層や管理職等による定例会議の連携調整

２　市民のしあわせを高めるための活動

（１）総合福祉センターの管理運営《市指定管理事業》〔別紙事業計画の通り〕Ｐ１１～参照

（２）総合相談機能の強化

＊部所間横断の相談支援体制の強化、職員のチーム対応力の向上

＊既存制度では対応が難しい課題解決に向けた組織的な対応

＊相馬市や関係機関団体との連絡調整

（３）生活困窮者自立支援（生活サポート相談センター）事業《市受託事業》

◇事業の内容

＊コロナ禍における相談者の生活及び家計改善に関する相談・支援

＊支援対象者の就労支援（就労準備支援事業）

＊関係機関団体との連携等支援体制の整備（多職種連携、多機関協働、異業種連携）

＊生活支援のためのフードバンクの実施

（４）生活援助資金貸付事業

＊貸付額　　３０，０００円以内

＊償還期間　　６ヶ月以内

（５）生活福祉資金貸付事業《県社協受託事業》

総合支援資金、福祉資金 福祉費、福祉資金 緊急小口資金、緊急小口資金等特例貸付、教育支援資金、不動産担保型生活資金、要保護世帯向け不動産担保型生活資金の貸付相談及び受付、償還指導、特例貸付等償還相談

（６）日常生活自立支援（愛称：あんしんサポート）事業《県社協補助事業》

◇事業の内容

＊福祉サービスの情報提供や利用の支援

＊生活に必要な金銭の預かりや金融機関から出し入れの支援

＊公共料金等支払いの支援

＊書類等の預かりの支援

（７）権利擁護・ほっとネット協力員養成講座事業《市補助事業・共同募金配分事業》

（８）成年後見制度の取り組み推進

（９）ふれあい総合相談所（無料法律相談の実施）《市補助事業・共同募金配分事業》

＊毎月第２金曜日の午後１時３０分から午後４時３０分まで〈１人３０分以内〉

（１０）福祉バス運行事業《共同募金配分事業》

（１１）車椅子同乗軽自動車貸出事業《市補助事業・共同募金配分事業》

３　社会福祉事業の推進

（１）地域福祉・在宅福祉事業

＊在宅福祉・地域福祉活動団体との連絡調整会の開催

（２）社協感謝のつどい「はまなす館まつり」の開催《市補助事業・共同募金配分事業》
（３）第７６回福島県社会福祉大会の参加（二本松市）
（４）福祉団体・住民団体に対する各種支援等
①民生委員児童委員協議会【 事務局の支援（運営及び経理）】
＊相馬市民生委員・児童委員協議会研修会の共催
②老人クラブ連合会事業【 事務局の支援（運営及び経理）】
＊高齢者スポーツ大会・芸能交流会・パークゴルフ大会の開催
③身体障がい者福祉会事業【 事務局の支援（運営及び経理）】
④赤十字奉仕団事業【 事務局の支援（運営及び経理）】
⑤赤十字有功会事業【 事務局の支援（運営及び経理）】
⑥ボランティア連絡協議会事業【 事務局の支援（運営及び経理）】
⑦各種福祉団体等に対する運営費の助成
（５）福祉教育・ボランティア学習の推進
①福祉体験教室事業《市補助事業・共同募金配分事業》
②福祉出前講座の開催　※メニューにより対象者の制限有
＊目の不自由さ・車椅子体験講座
＊高齢者疑似体験講座
＊介護講座
＊認知症サポーター養成講座
＊骨太けんこう体操教室
＊災害救援ボランティア講座
③住民向けの福祉教育の推進
４　高齢者福祉事業の推進
（１）地域包括支援センター事業《市受託事業》〔 別紙事業計画の通り〕Ｐ６～参照
（２）生活支援体制整備事業《市受託事業》
◇地域包括ケアシステムの構築を推進
①地域支え合いづくりを考える委員会の運営と、地域資源の活用
②生活支援コーディネーターを配置し、地域のあらゆる社会資源を活用し、住民が主体的に生活課題の解決が図れるようコーディネート する
③高齢者の社会参加の推進
④小泉地区“ちょこっとてつだう会”の協力
⑤おうちでコツコツおたっしゃドリルの発行と配付
（３）認知症総合支援事業《市受託事業》
①認知症地域支援推進員を配置し、総合的な相談・支援事業の実施
②認知症地域ケア会議・初期集中支援チームの運営
③認知症カフェの実施
④地域座談会の実施
⑤チームオレンジ活動支援
（４）認知症サポーター養成講座開催事業《市受託事業》

①認知症サポーター養成講座の開催
②キャラバン・メイト の派遣調整及び活動支援
③認知症サポーターの登録管理
（５）地域介護予防活動支援事業《市受託事業》
①介護予防に資する多様な地域活動、組織の育成及び支援
②社会参加活動を通じた介護予防に資する活動の実施
③骨太けんこう体操の推進及び普及啓発
（６）食事サービス事業《市補助事業・共同募金配分事業》
（７）ふれあい電話訪問事業《市補助事業・共同募金配分事業》
（８）ふれあい会食会事業《市補助事業・共同募金配分事業》
５　児童福祉事業の推進
（１）児童・生徒のボランティア活動普及事業指定《共同募金配分事業》
（２）地域子育て支援団体への協力・支援
６　障がい者福祉事業の推進
（１）障がい者総合支援事業《市受託事業》
①障がい者支援事業（市民手話講習会）
②手話奉仕員養成講座（基礎）事業
③点訳奉仕員養成講座（初級）事業
④声の広報事業
⑤障がい者レクレーション事業
⑥そうま障がい者相談支援センター事業〔別紙事業計画の通り〕Ｐ５参照
７　介護保険事業の推進
（１）居宅介護支援（相馬市在宅介護支援センター）事業〔別紙事業計画の通り〕Ｐ１０参照
（２）通所（第１号通所）介護（デイサービスセンター）事業〔別紙事業計画の通り〕Ｐ８～参照
８　日本赤十字社活動の推進
（１）赤十字思想の普及と社員増強運動の推進
（２）赤十字奉仕団及び赤十字有功会の事務局の運営並びに支援
（３）赤十字奉仕団、献血推進協議会及び赤十字有功会に対する助成
（４）罹災者（世帯）に対する救援物資（毛布・バスタオル等）の支給
９　共同募金委員会活動の推進
（１）共同募金運動、歳末たすけあい募金運動の推進
（２）罹災者（世帯）に対する災害見舞金の支給